

# 仙台市包括連携協定締結基準

(平成30年3月12日まちづくり政策局長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、仙台市が事業者と包括連携協定を締結する基準として定めるものであり、包括連携協定締結の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(目的)

第2条 包括連携協定は、事業者と相互に緊密な連携と協力を行うことにより、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化や市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(協定締結の基準)

第3条 事業者と包括連携協定を締結する基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市との連携により、地域の活性化や市民サービスの向上等の行政課題の解決を図っていくことを理解し、賛同している者であること
- (2) すでに3つ以上の分野の個別協定等を本市との間で締結し、連携の実績を有している者であること
- (3) 5つ以上の分野における連携であること

(実効性の確保)

第4条 包括連携協定の締結により新たに連携する分野については、具体的な取組内容や実施方法等について、連携分野ごとに別途取り決めることとする。

2 すでに個別協定等を締結している連携分野については、当該個別協定等を包括連携協定の細目として取扱うこととし、包括連携協定の締結後も当該個別協定等は継続して適用するものとする。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成30年3月12日から実施する。